



(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)  
第百十四条 (略)

一〇三 (略)

四 指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

(通所リハビリテーション計画の作成)

第百十五条 (略)

二〇五 (略)

6 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議(医師が参加した場合に限る。)の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第八十一条第一項から第四項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第一項から第四項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

第百二十四条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関する専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のい

(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)  
第百十四条 (略)

一〇三 (略)

(新設)

(通所リハビリテーション計画の作成)

第百十五条 (略)

二〇五 (略)

(新設)

(設備及び備品等)

第百二十四条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事(指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。)が、火災